

平成 31 年第 1 回（3 月）大磯町議会定例会

議 案 第 3 号 説 明 資 料

平成 31 年 2 月 14 日

大磯町認可地縁団体印鑑条例

資 料

制定概要	1
制定内容	1～3

町 民 課

大磯町認可地縁団体印鑑条例

1 制定概要

平成3年の地方自治法の改正により、自治会・町内会等の「地縁による団体」は、一定の要件を満たす場合に、町長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができる制度（認可地縁団体制度）が導入されています。

自治会・町内会等の名義で印鑑の登録と不動産登記を可能にするためには、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めた「認可地縁団体印鑑条例」を制定することが必要になりますが、本町では、自治会・町内会等が今まで認可地縁団体の申請をすることに至らなかったため、この条例は制定していません。

このような中、近年、複数の自治会・町内会等が従来から維持管理している土地や建物について、個人や複数の方の名義から自治会・町内会等の名義の不動産登記にしたい等の相談があり、今後も同様の申し出が来ることが想定されることから、今回、認可地縁団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明について必要な事項を定める「大磯町認可地縁団体印鑑条例」を制定するものです。

2 制定内容

第1条 条例の趣旨について

この条例は、地方自治法第260条の2第1項の町長の認可を受けた地縁による団体の代表者等の印鑑の登録及び証明について、申請手続きなどの必要な事項を定めたものであることを明記します。

第2条 印鑑登録を受けることができる者の資格について

印鑑登録を受けることができる者について定めます。

第3条 印鑑登録の制限について

登録を受けることのできる印鑑の数は、認可地縁団体ごとに1つであることを定めます。

第4条 印鑑登録の申請について

印鑑の登録をする場合の申請手続きについて定めます。

第5条 本人の確認について

申請や届出があった場合の本人確認について定めます。

第6条 印鑑登録をすることができない印鑑について

印鑑の登録ができない印鑑の形状等について定めます。

第7条 印鑑の登録について

町長が申請を受けて印鑑を登録する場合、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）に記載する事項について定めます。

第8条 印鑑登録原票の再製について

印鑑登録原票の印影が不鮮明になるなど、印鑑登録原票を再製する場合の取り扱いについて定めます。

第9条 登録事項の変更について

印鑑登録原票の登録事項に変更が生じた場合の取り扱いについて定めます。

第10条 印鑑登録の廃止届について

印鑑の登録を廃止する場合の取り扱いについて定めます。

第11条 印鑑登録の抹消について

印鑑の登録を抹消する場合の取り扱いについて定めます。

第12条 印鑑登録証明書の交付申請について

印鑑の登録を受けている代表者等が、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときの手続きについて定めます。

第13条 印鑑登録証明書の交付について

町長が印鑑登録証明書を交付する場合の取り扱いについて定めます。

第14条 代理人による申請等について

認可地縁団体の代表者等に代理人を置いている場合の申請や届出等の手続きについて定めます。

第15条 閲覧の禁止について

印鑑登録原票等の書類の閲覧について定めます。

第16条 調査について

印鑑の登録や証明について、町長が関係者に対して質問や調査する権利があることを定めます。

第 17 条 大磯町行政手続条例の適用除外について

本条例の規定と大磯町行政手続条例の規定との関係について定めます。

第 18 条 委任について

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものとします。

附則 施行期日について

この条例は、平成 31 年 4 月 1 から施行することについて定めます。